



【号外】

平成29年8月1日

福島県小名浜港湾建設事務所

おなはまみなと通信

【発行元】

福島県小名浜港湾建設事務所
企画調査課

☎ 0246-53-7126

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/onahama-minato.html>

小名浜港湾建設事務所では、いわき市内のみなとの整備、管理及び運営を行っています。「おなはまみなと通信」では、小名浜港をはじめとしたいわき市内の港湾・漁港の復旧・復興状況や話題などみなとに関する情報を発信します。※おなはまみなと通信は、当事務所のホームページからもご覧いただけます。

小名浜マリンドリッジを毎週日曜日、一般開放します！

この度、工事等に支障がない毎週日曜日に限り、**試験的に歩道を開放すること**にしました。みなさん、ルールやマナーを守り小名浜マリンドリッジからの眺望をお楽しみください。

小名浜マリンドリッジを安全に通行していただくために

1 開放期間

毎週日曜日（8月～11月・8/6～）

2 時間

9:00～16:00（最終入場は15:30）

3 開放場所

歩道のみ（橋の中間部までで、東港までは渡れません）

開放場所については裏面参照

※安全確保のため監視員を配置します。

4 開放対象

歩行者のみ（自転車、車は立ち入り禁止）

5 中止基準

- ・荒天時*、災害が発生した場合
 - ・事件、事故等のトラブルが発生した場合
 - ・禁止行為が発覚した場合および監視員の指示に従わない場合
- ※注意報以上発令時（強風、大雨、大雪、風雪、雷、津波）
または震度4以上の地震発生時

ルール



- ・橋の高欄や防護柵から身を乗り出さない、飛び越えない。
- ・車道や立ち入り禁止区域に立ち入らない。
- ・海（地面）へ飛び降りない。
- ・危険物を持ち込まない。
- ・小学生以下は保護者と同伴し、保護者の方は目を離さないでください。
- ・監視員の指示に従うこと。

- ・場所取り禁止（長時間同じ場所を独占する行為）
- ・飲食・飲酒・喫煙は禁止。
- ・橋から物を投げない、落とさないこと。
- ・火気厳禁（花火、可燃物等の持ち込み等）。
- ・落書きや破壊行為は禁止。
- ・スケボー等車輪のついた遊具、靴の使用（持ち込み）禁止。
- ・釣り禁止。
- ・ドローンでの撮影禁止。
- ・ゴミ、ペットの糞はお持ち帰りください。

マナー



小名浜マリナブリッジ周辺位置図



・歩道のみ通行できます。
(車道に入らないこと)

	車順路
	歩行者順路
	駐車場
	立入禁止区域
	トイレのある施設(入場無料)

小名浜マリナブリッジ通行に関する
お問い合わせ先
小名浜港湾建設事務所 管理課
電話：0246-53-7121
FAX：0246-53-7130

編集後記

こんにちは。小名浜港湾建設事務所の梶原です。
今回の「おなほまみなと通信」は、8月に小名浜マリナブリッジを一般開放するにあたり、小名浜マリナブリッジを安全に通行するための注意事項をまとめた特集でした。
小名浜港の賑わい創出のため、小名浜マリナブリッジの活用等に積極的に取り組んで参ります。



かじはら君